**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第57号　2017/8/17

/

１／２５　/

ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】特区構想のカジノの違憲性／主張：カジノ反対理由としての観光被害・産業被害／大阪カジノ万博物語(3)／ギャンブルオンブズマンってなあに？／親子の会話／コラム：ギャンブルと脱税―日本にもあるタックスヘイブン(租税回避)―、Sin Tax(罪の税)、カジノ皮算用、泥縄！政府のギャンブル依存症対策の「貧鈍」、ＩＲカジノに向けた政府方針の採点、パチンコ折込広告の傾向／ギャンブル依存問題川柳④／新聞投稿カジノ川柳選／NEWSピックup／事務局だより

特区構想のカジノの違憲性

　法は、一国の社会制度を公平、統一的に定めるものだ。それを一地域や一部の者にのみ別のルールを適用し、特権を認めるものが特区構想である。一地域・一部の者が負担を負い、権利・利益を制限されると、法の下の平等に反する。特区とは、一国内における差別的処遇を公然化するもので、本来、統治主義から許されない。それを「経済特区」などと称し、特別の者、部門に特権を与えるのだから、一般では扱えない余程の統治問題がなければならない。

　カジノは、民間業者の本格的賭博であり、日本の刑法の大原則に正面から反するものである。これを経済特区という名の下で強行するのは、憲法の「法の支配」と法の下の平等の原則から許されない。主催者を公営に限定すれば一定賭博が許されるというのは、現状では公営競技と富くじ・スポーツくじ発売がある。しかし、もし昔の日本のように遊郭など売買春施設を許すことはどうか。また、禁止薬物販売や決闘罪の例外地をつくることは許されるだろうか。法の中でも刑法は国の基本法であり、それに抵触する制度を生むには、特別の必要がなければならない。

かつて競輪・競馬や宝くじなどには、この点十分な立法審議もなかった。国や地方財政の緊急対策として生まれたのであるが、今では特別立法の目的が失われている。ましてや今回のように本格的民間賭博を公認するだけの地域特区の利用の必要性はない。

　今回のＩＲ実施立法は、クソにミソを混ぜて強行した臭い法であり、ＩＲカジノは生まれたとたんに憲法違反の施設と言われよう。

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会

主張

カジノ反対理由としての観光被害・産業被害

　これまで日本のカジノ誘致は、ＩＲカジノを含めて日本への外国人観光誘致とそれに伴う周辺産業の推進が理由とされ、その経済効果の大きいこと、プラス面のみが強調されている。

　これに対し、カジノの反対の立場からは、経済効果とする事業者の儲けは、客の負けで成り立つこと、また、そのプラスの経済効果が実は他の経済部門のマイナスからなるとするギャンブル事業の性質“ゼロサム論”（あわせるとゼロ）も有力に展開されている。

　また、この経済効果のゼロ評価よりも、①ギャンブル依存症の発生、②教育・風俗環境への悪影響、③多重債務者・生活破綻者の発生、④犯罪の増加・助長、⑤マネーローンダリング、⑥脱税、⑦暴力団の暗躍など、負の経済・社会効果がある。これに対し、誘致派は、弊害論を否認するか大したことはないというだけである。

　地域へのカジノ誘致論に対して、地域の産業・観光産業増進の立場からも有力な反対論がある。

　例えば、和歌山県では、外国人専用という制限を設けることで和歌山マリーナシティにカジノ誘致をしようとする仁坂知事・尾花市長のカジノ構想に対し、クレジットサラ金の被害をなくすことを目指す「あざみの会」は、「いにしえの伝統文化・和歌山の観光資源」への観光客から金を巻き上げて不幸にさせることは、県のイメージと振興を損ねること必至として反対している。世界遺産の高野山、熊野古道、ジオパークの海岸線、世界最高の温泉という様々な観光事業にとってもマイナスであると主張しているのである。

　そもそもカジノとは、観光資源がないので客の呼び水としてカジノ営業をするというのが、欧州カジノから産業不在地でのカジノ誘致の動機の歴史である。ギャンブルによって人を呼び、金を使わせてそれを観光産業などと言うのは、実に貧相で単純な産業観である。真面目な未来に持続し、世界に誇りうる産業ではない。むしろ、負の遺産を生む産業は、許されざる事業（産業）なのである。

　大阪夢洲のカジノは、京都や奈良を含む近畿圏の観光客の拡大になるだろうか。夢洲のカジノ客が、京都・奈良の自然や文化の観光産業拡大につながるとは思えない。大阪近辺のパチンコや公営競技等のギャンブル客層とはシェアを争うことはあろう。しかし、京都・奈良観光のついでにわざわざ大阪の不便な夢洲カジノに来る理由はない。観光客からカジノで金を奪えば、観光客の使う金はその分減る。金持ち中国人の宿泊・遊び金を狙ったところで、マカオやシンガポールには勝てない。

大阪カジノ万博物語（３）

大阪夢洲万博をめぐる裏側について紹介する。

カジノ万博で「勝てるか」？

　大阪は、2025年国際博覧会（万博）候補地をパリと争うと想定していたが、5月22日、ロシアのエカテリンブルグとアゼルバイジャンのバクーが立候補し、4都市で争われることになった。エカテリンブルグは、2020年万博にも立候補し、ドバイに惜敗した。ウラル山脈東に位置する人口150万人の工業都市で経済成長中。バクーは、カスピ海に面する石油・ガス資源国であるアゼルバイジャンの首都で、人口200万人、「第二のドバイ」といわれる。

　有力ライバルに対し、松井知事、吉村市長、榊原誘致委会長は「オールジャパンで」と強がっているが、2018年の第1回、第2回投票で勝ち残るのは至難である。

　大阪万博の弱点は、70年万博当時の活力や賛同が、国内・国外共にないこともあるが、何よりカジノを隠した万博であることだ。テーマとする「いのち輝く未来社会のデザイン」の陰にＩＲカジノへの準備があることは明白で、その恥部を隠して申請した嘘を、世界の人々は見逃さない。

　メディアの一部は、万博の夢だけを持ち上げる。例えば、5月24日毎日紙は、医学生らがパビリオン実現を目標に意見交換サイトを開設したことを「若造パビリオン」等と見出しを付けて記事を書いているが、ノー天気である。

　万博は、半年間の「夢見」「物見」の会としては、1200億円以上の公金のムダ使いである。コスモスクエアからの地下鉄も半年間のものでは必要がない。本来はＩＲカジノで使うためで、万博がＩＲカジノの誘致の手段であることを示している。しかし、ＩＲカジノとてその建設費に見合う利用はない。大赤字路線である。

　この夢洲カジノは「いのち輝く未来社会」の必要なモノどころか、依存症や自殺、犯罪を含め、いのちを殺しさえするシロモノである。輝くのはカジノ開帳企業であって、客は射幸心を煽られ収奪される。カジノ企業は客を収奪の対象として丁重に迎えるも、金を奪えば捨てるしかない。その後始末は政府の財政負担、厚生医療、福祉負担となる。

　夢洲万博はカジノ万博で、反対の声が多い。万博そのものが国と地方財政上、公平に福祉配分されるものでもない。莫大な投資、施設の維持の負担者と受益者は同一でない。万博そのものはオリンピック以上に、国民の受益者と負担者の分断を大きくする。夢をばら撒く人気集め政治は、敵を作って支持を集める悪いポピュリズムほど露骨ではないが、一部利益のための真相や大切な福祉目標を霧の中に隠すものである。

　この手法で、人の良い大阪・近畿・日本の一部庶民を欺いても、世界の人々は欺けないことを知るべきだ。

**ギャンブルオンブズマンってなあに？**

*Ｑ：ギャンブル依存症やギャンブル問題は市民オンブズマンの活動対象ですか？*

Ａ：これは市民オンブズマン活動の問題意識（視方）とギャンブル依存症や近時導入の進められるカジノ（ＩＲカジノを含む）の行政問題をどう考えるかということです。オンブズ（監視・是正活動）の対象です。

*Ｑ：行財政の不正・不当性をなくし告発するなら、市民オンブズマン活動としてわかります。しかし、ギャンブル依存症や弊害をなくすというのは、消費者運動ないし被害者救済活動ではないですか？*

Ａ：そう捉えられることはわかります。しかし、公営・公認ギャンブルが多くの国民に病をもたらしていること、それを行政が放置していること、さらにはカジノまで導入しようと刑法の例外法をつくり、誘致への財政投入をするというのですから放っておけません。ギャンブル事業は、利権、汚職、天下りなど市民オンブズマン活動の絶対に見逃せない分野です。

*Ｑ：なるほど。ただこれまで市民オンブズマンは、ギャンブル問題を客個人の趣味・娯楽、また依存症を客本人の自己責任と考えがちだったことを反省すべきなんでしょうね。*

Ａ：そのとおりです。国や地方自治体が主催する賭博や富くじだからと、深刻な被害・弊害を考えず、収益事業として見逃していたことが問題です。ギャンブル依存は、客の自己責任ではなく、主催し監督する行政の「自己責任」というのが本来のレスポンシブル・ギャンブリング（邦訳　責任あるギャンブル）なのです。

*Ｑ：国・地方自治体が実質主催する公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）や宝くじ、スポーツくじはよくわかりますが、パチンコは民営ですね。遊技場ということですが。*

Ａ：パチンコは警察と癒着によって取締りがされていないことが問題です。外国からミニカジノと言われるギャンブルゲームになっています。換金を店横の形式上別法人にやらせる「三店方式」という脱法で、今や日本全国に１万店以上、約２０兆円を売り上げる賭博場となっています。

*Ｑ：それなら公安委員会や警察行政の不正を糺すことが急務ではないですか。*

Ａ：そのとおりです。警察庁からパチンコ機規制法人への天下りや警察ＯＢの再就職先など利権関係となっています。パチンコ業界は政治家に対して強大な影響力を持っています。

*Ｑ：ＩＲ法はどうして取り組むのですか？*

Ａ：カジノにＩＲという冠を乗せて世論の批判をそらしつつ、より巨大なカジノを特区に導入しようということで2016年12月強行採決されました。このＩＲ法は、政府にＩＲ実施法を導入させるよう求めるものです。そのため政府と与党はそのＩＲの基準や導入上問題となるギャンブル依存や諸弊害への対策を一応検討させています。そして、政治や行政にはカジノを導入しようと不正な動きがあります。

◇◇　親子の会話（母：30代、子：小学4年生）　◇◇

子：お母さん、秋のビッグチャンスくじ7000万円という広告はなーに？

親：あれは宝くじといって1枚300円で買ったら7000万円が当たるという宣伝をしてるのよ。

子：ビッグというのは大きい、チャンスというのは機会があるという英語ってお兄ちゃんに聞いたけどそお？

親：そうよ、7000万円が当たる「大きな機会」って意味よネ。

子：そしたら買えば得をするからみんな買えばいいんだ。じゃあ、大きく広告して売る人が損をするの？

親：そうじゃないの、本当はほとんど当たらないの。実は売っている都道府県らが儲けて、買う人は全体として損をするのよ。

子：そしたら大きな機会ビッグチャンスじゃなくて、小さくてほとんどないチャンスというのが正しいの？

親：そうよね、でも「ほとんど当たらないけど7000万円当たる」と宣伝したら、人は買う気がなくなるよネ。

子：そうか、ウソを言っているのか。でも都道府県の役所が発売してるんでしょ？ウソをついてもいいの？

親：そうよネ、お金をたくさん儲けたいから、めったにないことでも宣伝するしかないのよ。

子：いつも大人や先生はウソはいけないというけど、勝手なんだね。

親：それもそうだけど、よく考えればウソとわかるはず、というのが宝くじの言い訳なの。

子：それで儲かるから、宝くじを売る方のビッグチャンスというわけか。

親：・・・あなた、よく考えらえる子になったわネ。

子：なのに、なんで宝くじを買う人がいるの？

親：そうよネ、実は世の中にはお金がなかなか貯まらなくて大きなお金がほしいと思う人が多いの。その人にとってみたら、もし300円が7000万円になったら…と思うのよ。夢というのかな。

子：努力もせずに大金がもらえるなら楽ちんだよネ。だけど、学校で先生はそんな考えは間違いだ、人の道ではないって言ってはったよ。

親：それは正しいの。でも現実に世の中はそんなお金持ちじゃない貧しい人も多いし、少しでもお金が欲しいと思う人がたくさんいて、その人らがついつい夢を見せられて買うのよ。

子：逆に大金持ちは、ほとんど当たらない宝くじを買うことはしないということなのかな。

親：そう。満腹の魚はエサにかからないものネ。でも「ビッグチャンスは発売側にある」ということを聞いて、お母さんも再認識したわ。それにしてもウソの広告を役所がするなんてひどいわネ。今度ＰＴＡで話してみるネ。

コラム　　ギャンブルと脱税　―日本にもあるタックスヘイブン（租税回避）―

１．石川五右衛門は「浜の砂子はつきぬとも　世に盗人の種は尽きまじ」と言ったとか。その発言の真否は別として、麻生財務大臣ならこう言うかもと思われる。「いかに徴税厳しくも　世に脱税の種は尽きまじ」と。

　　昔から「クロヨン（9・6・4）」とか「とう・ごう・さん・ぴん（10・5・3・1）」と税の不公平が指摘された。これらは所得の捕捉と率で課税の不公平を端的に示す言葉である。「9・6・4」とは、所得税の捕捉率がサラリーマン給与は９割、自営業者は６割、農家は４割というもの。また「10・5・3・1」とは、サラリーマン１０割、自営業５割、農家３割、政治家・宗教家は１割というもの。現実は給与所得控除を考えるとそんなにも格差はないともいわれるが、給与所得者の実感だ。

２．だが、ギャンブル客の所得申告は限りなく０に近い。公営競技では１ゲーム１枚100円券で51万円の配当があると、（510000－100－500000）×1/2＝4,950円の一時所得となり、同じく100万円の配当だと、（1000000－100－500000）×1/2＝249,950円の一時所得となる。1年間にわたりこれらを集計した所得を申請しなければ「脱税」となる。

　　しかし、公営競技の配当窓口では源泉徴収をしないから、これらの一時所得は事実上脱税されてしまう。

　　実は、窃盗や詐欺などの犯罪収入も一時所得であるから、税法上一時所得として申告する必要がある。賄賂も同じだ。しかし、これらの犯罪所得も申告しないから捕捉率は０（ゼロ）だろう。（逮捕されても追税した例は寡聞にしてきいたことがない。）

　　宝くじやサッカーくじの当せん金は一時所得だが、法律上非課税とされており、これはいわば合法的な非課税一時所得である。

　　日本の現在のヤミカジノでの賭博収入は、犯罪による利得でもあるが、店も客も全て申告せず「脱税」ということになる。

３．将来、合法カジノが出来て大勝ちすると、一時所得が発生する。現在の外国カジノに行って勝ったとしても、誰も所得申請をしない。当局にも見逃されているが「脱税」していることになろう。

　　日本にカジノを導入するとき、この点が問題になる。しかし、カジノで勝った客に課税することになると、入場の段階、チップ交換、ゲーム（賭け）、そしてチップを換金するする過程の捕捉が必要となろう。マイナンバーで客の身元を捕捉し、チップ交換額、チップの換金額までを捕捉するとなると客は集まりにくい。さらには場内における贈与ないしチームを組んだデキレースによる贈与の有無、また、真剣な勝敗であるかどうかまで厳しいチェックが及ぶなら、客は来ないだろう。しかし、カジノでも適正課税は必要である。

　　世界のカジノは事実上、この点マネーローンダリング（資金洗浄）として利用され、結果として脱税の場となっている。

４．結局、ギャンブルは脱税・タックスヘイブン（租税回避）の場であり、「10・5・3・1」のピンどころかゼロの闇なのである。

　　よくマネーローンダリング（資金洗浄）が言われるが、これは国際的に隠される金或いは賭博を含む犯罪に伴う金であり、税務当局からみると脱税である。

　パチンコの店の収益は営業所得（法人・個人を問わず）だが、客の収益は１ヶ月に１回なら事業所得ともいえず一時所得であるが、申告しない者が多いと思われる。パチプロをはじめ継続的に事業に近いといえる者は、帳面を付けて年間営業所得が課税水準になるかを点検しなければいけない仕組みではある。しかし、これをする客はいないであろう。したがって、儲けているパチンコの客も租税回避があるといえる。

　　結局、ギャンブルは脱税とタックスヘイブンの世界であることを示しているといえよう。

Ｓｉｎ　Ｔａｘ（罪の税）

　酒やギャンブルにかかる税は「罪の税」と呼ばれる。神が警告している酒やギャンブルをするからだろうか。日本は、酒、たばこ、ぜいたく品に「物品税」をかけた。今はタバコに「タバコ税」、酒に「酒税」、ガソリンに「ガソリン税」といったようになっている。消費税よりかなり高い税率だ。

　日本のギャンブルは、物品税ないし消費税のような課税はせず、宝くじやtotoは非課税、その他は所得税の対象である。しかし、客＝消費者が主催者政府にボッタクられている点で「税」より重く、「大衆貧者への課税」と言われている。

カジノ皮算用

　獲らぬ狸の皮で金儲けを計算するように、カジノ実現を仮定して金の計算をする。これはカジノ進出をめざすカジノ企業だけでなく、国や自治体でもカジノによる経済効果をめぐってなされてきた。この金儲け「亡者」の皮算用は、政府や自治体のカジノ徴収金の分け前にまで及んでいる。

　6月28日毎日紙によると、大阪府・市は、現在カジノの制度設計中の国に対し、カジノ事業者からの納付金や利用者の入場料について、国と地方自治体で二分して配分し、その使途を自由に使えるよう要望しているという。現在、ＩＲ推進法により、ＩＲ実施法が検討されているが、そのＩＲカジノによる国・自治体への配分について、夢洲カジノで先導している大阪府松井知事、大阪市吉村市長は、自らも制度設計（皮算用）をまとめたのだ。

泥縄！　政府のギャンブル依存症対策の「貧鈍」

　2016年ＩＲ推進の下、ギャンブル依存症の公認と対策の必要が推進派からもいわれるようになり、国（厚労省）は対策に取り組む民間団体を対象として、地方自治体と併せて約10万円、国としては1団体5万円の補助金を創設した。

　しかし、泥縄の制度で、自治体の制度対応もできておらず、対象の地道府県、政令市、中核市の計115自治体のうち、前向きなのは北九州市と高崎市で、高崎市はまだ準備中、実際に補助金を交付したのは北九州市が6月中旬にやっと決まった1件5万円のみという。

　厚労省は、依存症人数について全国536万人との推計から現在下方修正中だが、それでも280万人とする依存症を何十年も無為放置している。公営ギャンブルは自ら病人を生産拡大している。しかし、国や地方自治体の対策の貧しさ、鈍さに驚く。

　この補助金は、アルコールや薬物依存を含め、2017年度3億円を予算化したが、これが国の依存症対策というのはあまりにもお粗末である。

ＩＲカジノに向けた政府方針の採点

　政府のＩＲ構想が少しずつ報道されている。本来、ＩＲなどないのが最善であるが、導入を前提として報道されている方針について採点してみる。（なお、この点は会報53号で既に提言している。）

　良いもの〇、問題を残すもの△、いけないもの×で示す。

１．ジャンケット（カジノ仲介業）の排除　　　　　　　　　〇

２．カジノ業免許制度　　　　　　　　　　　　　　　　　　△　厳しさに問題

３．カジノ入場回数上限制　　　　　　　　　　　　　　　　△　程度に問題

４．カジノ入場料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　△　金額に問題

５．マイナンバーカード（個人番号制）による入場管理　　　〇

６．未成年入場禁止　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇

７．暴力団関係者の入場禁止　　　　　　　　　　　　　　　△　実効性に問題

８．カジノ広告の制限　　　　　　　　　　　　　　　　　　△　実効性に問題

これらでは全く不十分である。ギャンブルオンブズマンとしては、少なくとも次の点が必要であると考える。

①資金の清浄金証明、②賭金制限（1回入場10万円以下）、③飲酒・喫煙制限、④入場時間制限（1日4時間まで）、⑤会場監視（安全、マネロン、場内チップ管理等）、⑥のめり込み防止調査員の配置、⑦脱税防止（入場者の申告義務と源泉徴収等）、⑧カジノの収支公表（日、週、月ごと）、⑨ＡＴＭ設置禁止（会場周辺での貸金禁止）

パチンコ折込広告の傾向

　近時のパチンコ折込広告は「リニューアル」とか「新台導入」などによって、当たりやすいパチンコ台であったり新しいゲーム機能であることを宣伝するものが多い。これは、メーカーの新機種・改良機の開発宣伝と共にホールの常套手段である。

　これに加えてホールは、開店時には菓子類の配布サービスがあると宣伝する。ケーキなどで女性客をターゲットにする呼び込みである。「ファン感謝デー」という地域遊技協ぐるみのプレゼント宣伝作戦もある。そのプレゼント賞品には家電機器から肉、米、寿司、そしてカタログ選択までがある。まさにパチンコは景品による「オトリ作戦」が進化し続けている。

　この一方で、広告には自ら「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです」とするCAUTIONと「のめり込みに注意しましょう」と書き添えているのは、笑止千万（※）というべきか。

　そして近時は小さいながら「ぱちんこ依存問題相談機関」として「リカバリーサポート・ネットワーク」への相談案内が記載されている。この認定特定非営利法人は、「パチンコ・パチスロ産業２１世紀会」の支援・会費・寄付によって支えられており、電話は050-3541-6420、ホームページは<http://rsn-sakura.jp>/とある。沖縄に事務所がある。

（※　ちなみに、「笑止千万」の「笑止」とは「勝事」から転じた言葉で、普通ではないことをいう意味がある。「勝事」とは人の耳目をひくような尋常でないことをいい、必ずしも笑い飛ばすことではない。勝事（しょうじ）が笑止（しょうし）となり、特定の意味になったもの。）

ギャンブル依存問題川柳④

　競馬、競輪、競艇を３Ｋと呼ぶ。これに風前の灯のオートレースを加えて４Ｋとも呼んでいるが、これもギャンブル依存の生みの親です。

中央は　人気レースで　人集め　　（三冠レース、皐月、ダービー、菊花賞など有名レースで売上）

馬好きは　馬券買わずに　やれぬのか　　（馬主になるのも夢、趣味・スポーツに賭けがいる？！）

ジリ貧の　地方競馬は　消えていく　　　（賭客がなければ賭けに欠く　やっていけません）

競馬好き　馬より賭けが　もっと好き　　（馬には乗馬好きもあるが、競馬好きはギャンブル屋）

本命は　軽度依存　大穴は？　　　　　　（もちろん大穴狙いを続けたら依存症です）

スポーツ紙　ギャンブル煽り　金儲け　　（スポーツ紙というも今やギャンブル紙です）

電車では　車内吊りから　車体まで　　　（馬の絵が一般的ですが、名古屋地下鉄車体にも）

配当の　７割５分は　低すぎる　　　　　（外国の公営レースと比べてもかなり低いのです）

ウインズに　ポートピアあり　サテライト　　（場外券売場がなければやっていけない公営賭博）

登録し　インターネットで　売り上げる　（券購入　常時継続　ビジネス化）

税務署は　一時所得で　申告を　　　　　（申告しなかったら税法違反で検挙されました）

全国に　百ヶ所以上の　レース場　　　　（全国に百ヶ所以上の場外券売場も）

高齢の　無職年金　男たち　　　　　　　（客は競輪、競艇、競馬の順で貧困層が多い？！）

依存症　つくり続けて　７０年　　　　（昭和23年から拡大し、今では客が減り続けているとか…）

客よりも　主催者が　依存症　（他レジャーに逃げる客を取り戻さんと　ギャンブル事業に依存する）

新聞投稿カジノ川柳選

　主要紙の　社説が揃う　カジノ法　　　　　　　　山田さん　（朝日紙2016.12.6）

　バカラ台　おや安倍さんに　黒田さん　　　　　　朝広さん　（朝日紙2016.12.7）

　国会の　舵誤れり　カジノ法　　　　　　　　　　中田さん　（赤旗2016.12.27）

　依存症　上客ですと　カジノ言い　　　　　　　　猪又さん　（朝日紙2016.12.10）

　カジノより　こんなに近い　パチンコ屋　　　　　仲林さん　（毎日紙2017.3.5）

　第三の矢が　バクチとは　知らなんだ　　　　　　江守さん　（毎日紙2017.3.11）

　カジノなら　よくてダメなの　賭けマージャン　　春田さん　（毎日紙2017.3.21）

　カジノとは　仕組みが同じ　宝くじ　　　　　　　哀路さん　（毎日紙2017.3.22）

　廃炉した　跡地にカジノ　作ろうよ　　　　　　　植木さん　（毎日紙2017.3.24）

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2017.6.27～8.2）

2017.6.27　　毎日　　ＩＲ誘致へ請願採択　県などに調査研究求める／愛知

　　7.3　　東洋経済（7/8号）『「夜遊び」の経済学』を書いた国際カジノ研究所所長木曽氏に聞く

　　7.8　　東京　　争点を行く　横浜市長選（１）山下ふ頭の将来像　カジノ賛否　選択の時

　　　　　中京ﾃﾚﾋﾞ　　中部空港周辺にカジノ誘致調査、常滑市議会から知事に要望（愛知）

　　7.9　　カジノ誘致反対ヨコハマ市民1000人集会＆パレード開催

　　7.10　　日経　　パチンコ出玉3分の2に抑制　警察庁、依存症対策で

　　　　　　朝日　　パチンコ出玉制限、効果に疑問の声　依存症の支援団体

　　7.11　　赤旗　　カジノ反対の横浜市政実現を　市民が集会・行進　伊藤氏あいさつ

　　　　　　ＮＨＫ　　大阪府知事　ＩＲ運営事業者選定は経済効果重視

　　　　　　日経　　立地県と業者でカジノ実施協定検討　政府

　　　　　　毎日　　経団連「日本が先進的に」榊原会長、万博誘致で意欲語る

　　7.12　　東京　　（神奈川）カジノ誘致「反対」86％　横浜で有権者2人が駅前シール投票

　　7.13　　産経　　（大阪）「世界最高水準の観光都市を目指す」大阪観光局長　関西中堅企業の会

　　7.14　　＜当会　会報第５６号　発行＞

　　7.15　　ｻﾝｹｲbiz　　ﾗｽﾍﾞｶﾞｽのＩＲ会社ｳｲﾝ・ﾘｿﾞｰﾂが夢洲進出に意欲　幹部が大阪で説明会

　　7.21　　読売　　和歌山市長　反対派　依存症なお懸念

　　　　　　ﾛｲﾀｰ　　日本のカジノ誘致、地方にも可能性開く制度に＝自民党プロジェクトチーム

　　7.22　　毎日　　ＩＲ誘致　反対市民らが集会　吉田弁護士が講演／和歌山

　　7.23　　赤旗　　「カジノおかしい」当たり前に　北海道苫小牧市民集会に230人

　　7.24　　神奈川　　「カジノ反対」６５％　横浜市長選・神奈川新聞世論調査

　　7.25　　東京　　韓国・カジノ国内に１７か所　地方の再生策、代償大きく

　　7.31　　朝日　　カジノ依存症対策、入場回数を制限　ＩＲ制度設計の素案

　　8.1　　特定複合観光施設区域整備会議取りまとめに対する意見募集（パブコメ）開始～8/31

京都　　カジノリスク過小評価　ＩＲ報告書

　　　　　河北新報　　「大都市有利」地方から不満　カジノ制度概要固まる

　　　　　神奈川　　カジノ開業２～３か所　ＩＲ運営報告書国交相認定２０年以降

　　8.2　　ＮＨＫ　　大阪府知事“カジノ入場回数制限不要”

　　　　　ＮＨＫ　　中部空港隣接地にＩＲ誘致検討へ（愛知県）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**事務局だより**

１．９月２日・３日　第24回全国市民オンブズマン和歌山大会開催（県民文化会館にて）

　　第2日目9時30分より「カジノ・ギャンブル分科会」を開催します。

　　分科会のみの参加も可能です。

２．当会6月20日付「ＢＩＮＧＯ５」についての是正要望（前号会報に掲載）に対し、東京都、大阪府、大阪市より7月31日付回答がありました。

東京都回答（大阪府市もほぼ同文）

宝くじ宣伝広告に関する管理・指導について（回答）

宝くじ販売については、法律上の年齢制限はありませんが、未成年者への販売を自粛しております。宝くじの広告宣伝においてもその趣旨を踏まえたものとしております。

３．平成２９年８月８日、警察庁に対し、ぱちんこ規制改正にかかるパブコメを提出しました。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則案」に対する意見

ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会

意　　見

１．今回の改正案は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（28年法122号　ＩＲ推進法）によるカジノ整備が政府に求められ、その下で日本でのギャンブル依存症対策が著しく遅れていることが指摘され、改善を求められたことからの「過度な遊技の抑制を図るため」とされている。

　　しかし、風適法によるぱちんこ遊技は、わが国のギャンブル依存症を発生させた主役であり、かつ、政府（警察庁、厚労省、総務省）はその発生を防止するどころか、ぱちんこ産業を30兆円規模にまで拡大させ、536万人のギャンブル依存症を生んだ最大の責任者である。

　　特に警察庁は、ぱちんこは賭博でない、射幸度のある遊技である、とするウソの事実で押し通し、世界最大のギャンブル依存大国にしたのだった。

　　このことについて全く反省のないまま、小細工でぱちんこの射幸度を調整しようとしても、虚しいどころか恥ずかしい所業というべきである。

２．今回の改正案は、（１）出玉規制の強化、（２）出玉情報等を容易に確認できる遊技機規格の追加、（３）管理者の業務の追加、（４）ぱちんこ機への設定の導入の4点である。

３．出玉規制をめぐる濫用

　出玉規制は何十年と緩和と強化が繰り返されてきた。今回の規制改定では、例えば、施行規則第８条の「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」が見直しの対象となっている。その新旧変更点の一部を示す。

 （１）１時間連続発射させた場合に得られる玉数について

 改正前：投入数の３倍を超えることがある

 改正後：投入数の２.２倍を超えることがあるか、又は３分の１を下回ることがある

　（２）４時間連続発射させた場合に得られる玉数について

改正前：規定なし

改正後：投入数の１.５倍を超えることがあるか、又は５分の２を下回ることがある

　（３）１０時間連続発射させた場合に得られる玉数について

改正前：投入数の２倍を超えることがあるが、又は２分の１を下回ることがある

改正後：投入数の３分４を超えることがあるか、又は２分の１を下回ることがある

　（４）役物（仕掛け）の連続作動回数

 改正前：１６回を超えるもの

 改正後：１０回を超えるもの

　　このように規制を厳しくするというが、そもそも警察庁の腹一つで「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機」の出玉数を決めるというものである。これでは法の濫用である。業者がこんな規制に黙々と従うのは、パチンコ玉と特殊賞品の交換、特殊賞品と現金の交換を、警察が知らないふりしてくれるからである。

４．警察庁の利権拡大の狙い

　今回の警察庁の本音は、出玉情報を確認できる新機種やぱちんこの確率設定ができる新機種を導入させるところにある。新機種導入は、メーカーと警察天下り機関（保通協）にとって新しい利権である。もし、300万台のＥＧＭ（パチンコ機）を新しく入れ替えれば、1台30万円として9000億円の金が動く。

　　ぱちんこ業界は、年間20～30兆円産業を維持するためにこれまでも多くの規制強化や緩和に応じ従ってきた。それは、自分たちのしていることの実質は「賭博開帳」であって、当局に見逃してもらっているという関係にあったからである。

５．ぱちんこでギャンブル依存をなくすために

　　日本は、厚生労働省の委託調査（2014年8月）で推計536万人というギャンブル依存症の有症者数が報告されている。それはぱちんこ依存のためである。その後、下方修正しようという報告もあるが、①ぱちんこ、②公営競技（競馬、競輪、競艇等）、③宝くじ、スポーツくじ、そして④ヤミ賭博によるギャンブル依存が絶えない。政府・自治体は、これまで無対策といえるほどであった。そして、ＩＲカジノの導入で、ぱちんこ界にもギャンブル対策が波及しているのである。

　　ぱちんことカジノのスロットは同じＥＧＭで、暴力団、青少年への影響、脱税、マネロンと併せ、警察は知らぬ顔をしておられなくなった。現在のぱちんこは、民間業者の脱法賭博を「公認」しているに等しく、民営カジノとの関係で知らぬ顔をしにくくなっているのである。

　　今回の規制では、日本のぱちんこ依存症はなくならない。警察とぱちんこ事業者は「共犯関係」である。日本の多くの国民（消費者、ぱちんこによる様々な犯罪を含む）の被害者をなくすという立場に立たないと根拠的に直らない。

　　そのためには、ぱちんこを本来のゲームにすることである。特殊景品を利用した「三店方式」等の脱法を許してはならない。ぱちんこの換金システムをなくせば、ギャンブル依存症はなくなる。